

令和6年3月21日

一宮市病院事業処務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第7号

一宮市病院事業処務規程等の一部を改正する規程

(一宮市病院事業処務規程の一部改正)

第1条 一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員) 第5条 略 2 病院事業部に参事又は次長、経営企画課に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 第6条 略 2 病院に次の職員を置くことができる。 (1)・(2) 略 (3) 薬剤局に <u>主監</u> 、副薬剤局長、薬剤科長、科長補佐、主査、主任 (4) 医療技術局に副医療技術局長、室長、 <u>主監</u> 、副室長、副室長補佐、副技師長、科長補佐、主査、主任 (5)・(6) 略 (7) 市民病院の事務局に次長、 <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査、主任 (8) 木曾川市民病院の事務局に <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査、主任 (9)・(10) 略 別表第3(第10条関係) 表略 備考 この表中の専決権者の課長相当職には、 <u>主監</u> を含まないものとする。	(職員) 第5条 略 2 病院事業部に参事又は次長、経営企画課に____専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 第6条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 薬剤局に____副薬剤局長、薬剤科長、科長補佐、主査、主任 (4) 医療技術局に副医療技術局長、室長____、副室長、副室長補佐、副技師長、科長補佐、主査、主任 (5)・(6) 略 (7) 市民病院の事務局に次長____、専任課長、課長補佐、主査、主任 (8) 木曾川市民病院の事務局に____専任課長、課長補佐、主査、主任 (9)・(10) 略 別表第3(第10条関係) 表略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の職名及び補職名に関する規程の一部改正)

第2条 一宮市病院事業職員の職名及び補職名に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職名) 第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 部長、参事、次長、課長、 <u>主監</u> 、専任 課長、課長補佐、主査、主任 (3)・(4) 略 2 略	(補職名) 第3条 略 (1) 略 (2) 部長、参事、次長、課長____、専任 課長、課長補佐、主査、主任 (3)・(4) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第3条 一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第2条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記 参照】 イ 略	別表第3 行政職給料表等級別基準職務表(第2条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記 参照】 イ 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

等級	基準となる職務
略	
7級	1 課長の職務 2 主監の職務
略	

改正案

等級	基準となる職務
略	
7級	課長の職務
略	

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 一宮市病院事業処務規程は、一宮市病院事業処務規程等の一部を改正する規程(令和6年一宮市病院事業部管理規程第2号)によってまず改正され、次いで第1条の規定によって改正されるものとする。